

事業計画書

(スポーツ会館)

団体等の名称	公益財団法人神奈川県スポーツ協会
代表者の氏名	会長 岡田伸浩
申請者の主たる事務所の所在地	〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1
電話番号	045-311-0653(代)
FAX番号	045-311-0637
メールアドレス	[REDACTED]
担当者名	[REDACTED]

【記載要領】

- 各項目ごとに、《記載のポイント》を踏まえ、記載してください。
- 記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、別紙で添付するなどしてください。
- 別紙で添付する場合は、その旨を記載してください。
(記載例：別紙1のとおり など)
- 申請者としてのセールスポイントがわかるように具体的に記載してください。

目 次

I サービスの向上

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 1
基本姿勢及び管理運営方針	
(1) 神奈川県スポーツ推進条例を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	
(2) 業務の一部を委託する場合の業務内容等	

2 施設の維持管理

施設の特性を踏まえた維持管理業務の実施方針 6
(1) 清掃業務、施設の老朽化を踏まえた保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	
(2) 事故・災害等に対する施設保全や報告体制についての考え方(開館時間外も含む)	

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

利用促進の取組 11
(1) より多くの利用を図るために実施するスポーツ振興に関する取組の実施方針、内容等	
(2) より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	
(3) 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	
(4) 利用料金の設定、減免の考え方	
利用者対応・サービス向上の取組	
(5) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等	
(6) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針	
(7) 手話言語条例への対応	

4 事故防止等安全管理

日常の事故防止、緊急時の対応 33
(1) スポーツに起因する事故や熱中症等の危険性を鑑み、指定管理業務を行う際の事故防止等の安全確保に関する取組内容	
(2) 事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針	
一事態の際に、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針	
緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方	
(3) 急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等)	
(4) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針	

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

地域との連携体制、取組 43
(1) 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容	
(2) 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	

II 管理経費の節減等

1 節減努力等 46
管理経費の節減努力等	
令和7～11 年度の収支計画書	

III 団体の業務遂行能力	
1 人的な能力、執行体制 53
① 人的な能力、執行体制	
(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	
(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	
(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間 短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	
2 コンプライアンス、社会貢献 58
② コンプライアンス、社会貢献	
(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理 に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予 定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)	
(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況	
(3) 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	
(4) 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、 「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方	
(5) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫 及び必要に応じた支援の方針	
(6) 手話言語条例への対応	
(7) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)への取組	
3 事故・不祥事への対応、個人情報保護 68
③ 事故・不祥事への対応、個人情報保護	
(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった 場合の対応状況及び再発防止策構築状況	
(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	
4 これまでの実績 69
④ 類似施設での管理実績等	
(1) スポーツ会館と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	
(2) 県又は他の自治体における指定取消しの有無	

I サービスの向上

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

基本姿勢及び管理運営方針

(1) 神奈川県スポーツ推進条例を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

○ 指定管理業務実施にあたっての考え方

「神奈川県スポーツ推進条例」は、本県におけるスポーツの推進について、基本理念を定め、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としており、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、前向きで活力ある社会や共生社会の実現のために策定された、「神奈川県スポーツ推進計画」の礎ともなっています。

公益財団法人神奈川県スポーツ協会（以下、「当協会」という。）は、この、「神奈川県スポーツ推進条例」、「神奈川県スポーツ推進計画」及び、「神奈川県立スポーツ会館条例」等の県の条例、施策に沿って、公の施設として、**誰もが、どこでも、いつまでも、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで生涯にわたりスポーツに参加し、スポーツを楽しめる社会の実現を目指して**、公平性、公正性、平等性、透明性を確保して、神奈川県立スポーツ会館（以下、「スポーツ会館」という。）における指定管理業務を確実に行い、**県民の皆様に親しまれるスポーツ会館の実現**を目指します。

神奈川県スポーツ推進条例

(基本理念)

第3条 スポーツは、県民の誰もが生涯にわたり自主的かつ自律的にその適性、運動機能及び健康状態に応じて行うことができるようすることを旨とし、県民がその関心、目的等に応じ、スポーツを観覧し、及び支えることができるよう配慮をしつつ、推進されなければならない。

2 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが心身の成長の過程にある子どもにとって生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるよう、市町村、学校等と連携し、講ぜられなければならない。

3 スポーツの推進に関する施策は、県民が地域において主体的に協働することで身近にスポーツに親しむができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流及び地域間の交流が促進されるよう講ぜられなければならない。

4 スポーツの推進に関する施策は、スポーツを行う者の安全の確保が図られるよう講ぜられなければならない。

5 スポーツの推進に関する施策は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた適切な配慮のもとに、講ぜられなければならない。

6 スポーツの推進に関する施策は、県内のスポーツ選手の競技力の向上が効果的に図られるよう講ぜられなければならない。

7 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが県民の誰もがともに生きる社会の実現に資するものであるとの認識のもとに、講ぜられなければならない。

8 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）に資するものであるとの認識のもとに、講ぜられなければならない。



神奈川県スポーツ推進計画
「エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン」

平成29年3月
(令和5年3月)版

- 当協会が目指すイメージ図

県民の皆様に親しまれるスポーツ会館の実現

質の高い、魅力あるスポーツ＆カルチャー教室の実施等により利用促進を図り多くの県民の皆様がスポーツに親しむことで、**健康増進や健康寿命の延伸を進め、高齢になっても誰もが生き生きと健康に暮らし長生きできる社会の実現を目指し、「未病の改善」**にも取組みます。

- 現指定管理者としての堅実な公の施設の業務実施(**過去 18 年間の実績と信頼**)
- **ホームページや SNS・YouTube 等の活用**による利用者様サービス等の向上
(タイムリーな広報、アンケートによるニーズの把握、教室申し込みの利便性)
- 多様な利用者様への**ホスピタリティ溢れるサービス**
- 県内スポーツ界・国等とのネットワークを活用した多様な方を対象とした**質の高い魅力あるスポーツ＆カルチャー教室**の実施
【幼児・ジュニア 一子どものスポーツ活動の推進】
 - ・運動や遊びを通じて、**楽しみながら身体活動を行うプログラム**の提供。
 - ・親子で参加できるプログラムの展開。
 - ・地域スポーツクラブやスポーツ少年団等との**協働した事業**の展開。
- 【社会人・高齢者等 一スポーツを通じた未病改善に向けての取組】
 - ・無理なく実施できる**スポーツ・レクリエーションプログラム**の提供。
 - ・**3033 運動の推進**により、運動を取り入れた生活を推奨。
 - ・曜日や時間帯を考慮し、**社会人が参加しやすいプログラム**の提供。
- 【障がいをお持ちの方 一障がい者スポーツ活動への支援】
 - ・一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会(以下、「県障がい者スポーツ協会」という。)と当協会が協働して、**障がいの方がスポーツに親しめるプログラム**の提供。
- これまでの経験を加味し、**日常の点検業務に重点を置いた**施設運営の展開

○ 指定管理業務実施にあたっての取組み

- 昭和39年オリンピック東京大会開催記念事業として、日本体育協会（現 日本スポーツ協会）オリンピック振興資金財団の交付金を活用し、県民のスポーツ振興・心身の健全な発達に寄与するための施設として、昭和43年1月にオープン。その後、「かながわ・ゆめ国体」の本県選手団競技本部として活用するため平成9年度に建替えられ、現在は生涯スポーツ振興の拠点施設であると認識しています。

公の施設（県立体育施設）として、「神奈川県スポーツ推進条例」、「神奈川県立スポーツ会館条例」を遵守するとともに、「神奈川県スポーツ推進計画」の趣旨を踏まえ、これまで培ってきたノウハウ、当協会が持つ人材、県内スポーツ界におけるネットワーク等を活用して、より多くの方にご利用いただけるような運営を行います。

- スポーツ会館におけるこれまでの指定管理者としての経験（平成18年度～令和5年度）を活かすとともに、当協会が構築している、競技団体、地域団体、学校体育団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の本県のスポーツ界や、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「日本スポーツ協会」という。）等の国とのネットワークも積極的に活用し、質の高い指導者の確保や、スポーツニーズに迅速に対応する魅力あるプログラムによる教室等を提供し、より多くの皆様にご利用いただけるような施設として、「**スポーツを通じた、魅力、そして活力ある“かながわ”の創生の実現に向けて**」本県のスポーツの振興に尽力するとともに、**利用者様の増加**を目指します。

- スポーツ会館の利用承認は指定管理者にありますが、地方自治法で定める公の施設として、県の指導を受けながら、県民の皆様の平等な利用を図ります。

体育館では、国民の祝日に無料でバドミントンと卓球ができる一般開放日や多目的室の個人利用については、県の承認を得て、**個人の利用者様にも配慮し、個人利用日を設けて快適に利用**していただけるように取組みます。

団体利用者様については、平成18年10月から導入された、「神奈川県公共施設利用予約システム（e-kanagawa 施設予約システム）」について、利用者様に対し、予約システムについて十分にご理解いただけるようマニュアルの配布や職員が懇切丁寧に説明できる体制を整えます。



- 当協会は、スポーツを振興し、県民の体力向上とスポーツ精神の養成に寄与することを目的とする公益財団法人としての責務を有していることからも、指定管理業務の実施にあたっては、次の関係法規等を遵守します。

地方自治法、神奈川県スポーツ推進条例、神奈川県スポーツ推進計画、神奈川県立スポーツ会館条例、神奈川県立スポーツ会館利用に関する規則、消防法、建築基準法、電気事業法等の施設設備の維持管理に関する法規、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法規、障害者差別解消法、個人情報保護条例、神奈川県行政手続条例、神奈川県暴力団排除条例、施設の安全確保のための各種法令規則等

なお、当協会は、公益財団法人の根本規則である定款に基づき、協会の運営関係規程である加盟団体規程等 16 規程、事務局の運営関係規程である経理規程等 29 規程、役・職員倫理規程、暴力行為・コンプライアンス窓口設置規程等を定めており、公益財団法人の業務や事務を適正に執行しています。

- スポーツ未実施者へのスポーツ参加の促進、健康増進、健康寿命の延伸のため多様なプログラムを関係団体の協力を得ながら提供し、**未病の改善**を目指します。

- 利用者様增加の取組みの中で、ホームページや SNS・YouTube 等を活用して PR や利用者様アンケート、スポーツ＆カルチャー教室の申込み等を行い、効果的な広報、ニーズの把握、サービスの向上を図り、リピートしてご利用いただける施設となるよう、多様な利用者の皆様に対応した**ホスピタリティ溢れる利用者様サービス**を行います。



- 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を継続する等、利用者様を最優先に配慮するため、消毒液や自動検温機を設置し、**安心・安全**な施設管理運営を行います。

- 約 26 年が経過する施設を細やかに点検し、持続的にご利用いただけるよう**適切に施設の維持管理**のための点検を行います。

- コストの削減、環境への配慮、地域貢献など公の施設として適切な運営を行い、また、地域住民のコミュニティーの場となるスポーツ施設を目指し、**近隣連合自治会・町内会や近隣施設と相互に連携を密に図り**、非常時の際の援助体制の確立に努めます。

(2) 業務の一部を委託する場合の業務内容等

○ 委託業務の考え方

神奈川県立スポーツ会館業務基準に従い、専門性の高い業務については、安全・安心にスポーツ会館をご利用いただくために、専門業者へ業務委託を行いたいと考えております。業務を委託することにより、日常的に従事する職員が**運営方針に沿った業務に専念**することができるものと考えます。

なお、委託する業者は、神奈川県暴力団排除条例を遵守し、県内中小企業や障がい者雇用企業等を選定いたします。

○ 委託業務者の決定方法

神奈川県立スポーツ会館指定管理者募集要項を念頭に、当協会経理規程並びに業者等選定要綱に基づき、業務内容を勘案した業者を複数選定し、指名競争入札により、業者を決定します。

なお、**コスト削減**や**品質の安定化、事務処理の軽減**による時間確保の観点から指定管理期間の複数年契約を行う予定です。

【想定する委託業務＝設備管理業務、警備業務等】

- 委託先として、県内中小企業や障がい者雇用企業等を選定し、地元経済の活性化に協力します。
- 県内中小企業や障がい者雇用企業等に委託します。
- **コスト削減**や**品質の安定化、事務処理の軽減**による時間確保の観点から指定管理期間の複数年契約を行う予定です。

【効果＝専門性、作業効率、作業時間の確保と安全性の担保】

I サービスの向上

2 施設の維持管理

施設の特性を踏まえた維持管理業務の実施方針

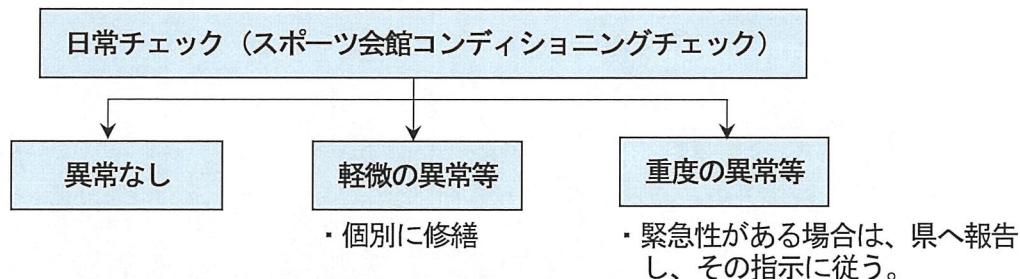
(1) 清掃業務、施設の老朽化を踏まえた保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針

○ 日常点検での現状把握

スポーツ会館の歴史とともに歩んでいる当協会は、約26年を経ているスポーツ会館の現状を把握しております。

公益財団法人日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士（以下、「公認スポーツ施設管理士」という。）を有した職員を中心に、点検基準表に基づく確認を日々行うとともに、これまでの経験も加味して、くまなく目でチェックし、身体で感じ、スポーツ会館のコンディションを把握します。こうした日常点検の他に、定期点検、法定点検など必要に応じた手立てを講じ、「**県民の皆様に親しまれるスポーツ会館**」の実現に向け、施設の維持管理を行います。

利用者様の声を大切に、確かな知識と親身な対応!!



日常のコンディショニングチェックで
スポーツ会館はベストコンディション！！

ハイクオリティーな施設：利用者様のご満足いただける、また行ってみたい施設

心地よい施設：日常チェック・法令を遵守した点検の実施による施設保全がされた施設

安全・安心な施設：利用者様の視点に立った施設修繕と安全性が確保された施設

積み重ねて実現します!!

○ 保守点検業務

- ・ **日常の点検業務に重点**を置いた施設運営に取組んでまいります。
- ・ 物品等は、県に帰属することを認識し**適切に使用及び保管を心掛けた**施設運営に取組んでまいります。

・建築物の保守管理

公認スポーツ施設管理士の有資格者が中心となり館内・外を巡視し、破損箇所や異常な箇所を発見した場合には、県と連携して速やかに専門業者に修理を依頼する等、適切に対応します。

また、未然に事故や故障を防ぐために、予防保全として計画的な修繕を行ってまいります。30万円を超えるような修繕の場合は、早急に県へ報告し対応を協議していきます。

・建築設備の保守管理

建築設備等について、次のとおり日常点検、法定点検、定期点検及び清掃等を行い、状態、性能を維持します。

※検査、点検、法定点検等の保守管理

建築設備等の点検については、安全かつ安心な利用を確保するため、専門業者へ委託する予定です。

項目・内容	頻度
簡易専用水道検査	年1回
消防設備点検(外観点検・機能点検及び総合点検)	年2回
エレベーター保守点検(24時間365日の遠隔機器点検及び異常監視)	月1回
電気工作物保守点検	月1回
電気設備定期精密点検	年1回
機械式駐車場点検	年6回
自動ドア保守点検	年4回
吸収冷温水機冷却塔保守点検	年4回
ファンコイルユニット空調機器保守点検	年1回
受水槽点検	年1回
建築基準法第12条に基づく施設定期点検業務 ・昇降機及び昇降機以外の建築設備の点検(法第12条第2項) ・敷地及び構造の点検(法第12条4項)	年1回 3年に1回

※清掃

日常清掃については、委託業者と連携し清掃計画を立て、常に清潔である状態に努めます。植栽管理については、年に数回剪定等を行い、毎年花や実がなるように管理していきます。

項目・内容	頻度
カーペット、フロア・木地清掃	年2回以上
フロア清掃	年2回以上
窓ふき清掃	年2回
受水槽清掃	年1回
害虫駆除	年2回
樹木剪定・植え込み等の刈り込み及び外構清掃等	随時
日常清掃(館内トイレ・シャワー室を含む)	随時

- ・植木剪定などの外構清掃や日常清掃でのごみを極力抑え、再使用、再生を念頭に事業用ごみとして、分別して専門業者に引き取りを依頼します。